

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	自立支援医療精神通院に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八潮市は、自立支援医療精神通院に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

自立支援医療精神通院に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県 八潮市長

公表日

令和5年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療精神通院に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神通院医療の受付及び受給者証の交付に関する事務を行っている。 【内容】 1. 住民から精神通院医療の申請を受け付け、都道府県に進達用情報を提供する。 2. 判定結果を受け、認定結果を登録し、対象者へ受給者証を交付する。
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療精神通院ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第一の84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第44条・第55条・第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八潮市健康福祉部障がい福祉課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	公表日	平成27年2月10日	平成28年3月25日	事後	
平成28年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(新規記載)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第12条・第19条・第30条・第31条・第44条	事後	
平成28年3月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月10日 時点	平成28年2月18日 時点	事後	
平成28年3月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律に関する情報」が含まれる項(108の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第12条・第19条・第30条・第31条・第44条	番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠) 第12条・第19条・第30条・第44条	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 倉林 昌也	障がい福祉課長 萩野 範之	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八潮市まちづくり企画部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八潮市まちづくり企画部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月18日 時点	平成29年5月10日 時点	事後	
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年5月10日 時点	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、要件を満たした対象者に対して更生医療に関する事務を行っている。 【内容】 1. 住民から精神通院医療の申請を受け付け、都道府県に進達用情報を提供する。 2. 判定結果を受け、更生医療支給認定を行い、対象者に認定通知書を交付する。 3. 認定結果を登録し、対象者へ受給者証、支給認定通知書を交付する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神通院医療の受付及び受給者証の交付に関する事務を行っている。 【内容】 1. 住民から精神通院医療の申請を受け付け、都道府県に進達用情報を提供する。 2. 判定結果を受け、認定結果を登録し、対象者へ受給者証を交付する。	事後	
平成30年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	ふれあい福祉部 障がい福祉課	子育て福祉部 障がい福祉課	事後	
平成30年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年5月10日 時点	平成30年5月18日 時点	事後	
平成30年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月10日 時点	平成30年5月18日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第12条・第19条・第30条・第44条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第12条・第19条・第30条・第44条	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成30年5月18日 時点	令和1年5月20日 時点	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月18日 時点	令和1年5月20日 時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	(新規記載)	様式変更に伴う項目の追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第12条・第19条・第30条・第44条	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第44条・第55条・第59条の2	事後	
令和2年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八潮市企画財政部企画経営課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市子育て福祉部障がい福祉課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和2年6月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和1年5月20日 時点	令和2年6月12日 時点	事後	
令和2年6月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月20日 時点	令和2年6月12日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第44条・第55条・第59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事又は市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付に関する情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108、109、110の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) 第7条・第10条・第12条・第14条・第19条・第27条・第30条・第44条・第55条・第59条の2	事前	令和3年9月1日番号法の改正に伴う修正
令和3年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和2年6月12日 時点	令和3年6月4日 時点	事後	
令和3年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月12日 時点	令和3年6月4日 時点	事後	
令和4年7月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年6月20日 時点	事後	
令和4年7月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月4日 時点	令和4年6月20日 時点	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て福祉部 障がい福祉課	健康福祉部 障がい福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八潮市総務部総務人事課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市総務部総務課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八潮市子育て福祉部障がい福祉課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	八潮市健康福祉部障がい福祉課 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1 ☎048-996-2111	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月20日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月20日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	